

公告第7号

浪江町森林整備計画変更案の縦覧について

森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、浪江町森林整備計画変更案を縦覧に供する。

なお、浪江町森林整備計画変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに浪江町長に対し、理由を付した文書をもって意見を提出することができる。

令和8年1月30日

浪江町長 吉田 栄光



記

- 1 縦覧に供する書類 浪江町森林整備計画変更案
- 2 縦覧期間 令和8年1月30日から令和8年3月2日まで
- 3 縦覧の場所 浪江町ホームページ

以上